

第4章 文化振興の基本理念と基本方針

1. 基本理念

文化とは、その地域に関わりを持つ人々の手によって生まれ、その暮らしに豊かさと潤いをもたらすものであるとともに、まちに魅力と活力を創出してくれるものです。積極的に文化施策を進め、市民の誇りとなる文化芸術の振興を実現することは、まちの魅力を高め、住んでみたい、住み続けたいと思われる活力ある都市の実現に大変有効です。

こうしたことから、本市では、第5次宇都宮市総合計画の分野別計画「市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために」に基づき、「個性的な市民文化・都市文化を創造する」ため、市民の自主的な文化活動を推進するための「文化活動環境の充実」、市民の文化遺産・伝統文化に対する意識を高めるための「文化的資源の掘り起こし、保存、継承」に重点的に取り組んでいます。

また「人づくり」は、持続可能性の高いまちづくりにおいて大変重要な素養であることから、本市で策定した「宮っこ未来ビジョン」と連携し、「文化」を通じた「人づくり」に取り組むことが必要です。

これからの文化振興は、本市の誇りである地域文化が市民の手により生まれ、魅力あふれる個性的な市民文化・都市文化の創造を目指すため、次のとおり基本理念を定めます。

■基本理念■

歴史と個性を活かした

宇都宮文化の創造と心豊かな人づくり

2. 基本方針

基本理念に掲げられた目標を受けて、具体的な施策の基本方針について、示します。

基本方針Ⅰ 自主的な文化芸術活動が展開しやすい環境づくり

本市は、文化芸術振興基本法の理念を踏まえて、市民の自由で自主的な文化芸術活動を尊重し、支援するため、文化芸術活動に気軽に参加し、学習できる機会や日頃の練習の成果を発表したり、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めます。特に文化の担い手を育成するため、子どもを対象にした取組の充実に図ります。

また、既存の施設を有効利用した文化施設環境の整備など、市民が文化芸術活動を展開しやすい環境づくりに取り組みます。

このことによって、市民が主体となった文化創造が実現し、文化芸術活動を通じた豊かな市民生活が送れることを目指します。

基本方針Ⅱ 文化遺産・伝統文化などを活かし、伝える仕組みづくり

本市の長い歴史の中で生まれ、培われてきた文化財や伝統文化などは、地域への愛着や郷土意識を生み出す重要な文化遺産です。

埋もれた文化遺産の再発見に努めながら、それらを保存・活用・継承していくことが大切です。

このため、地域住民の自主的な活動による保存・活用・継承を支援する仕組みづくりを進めます。特に次世代の継承者を育成する取組を推進します。

このことによって、市民の文化財保護に対する関心をさらに高め、文化遺産を大切に作る気持ちを醸成し、主体的で活力ある地域づくりが進むことを目指します。

基本方針Ⅲ 文化資源を活用した宇都宮の特色づくり

宇都宮の文化の特色であるジャズや妖精、百人一首などの文化素材、大谷地区をはじめとする本市固有の景観などを活用し、市民の文化芸術活動を促進していきます。

これらと、ギョーザやカクテルなど食に関する素材との連携を促進し、市民が楽しみながら参加し、憩いや安らぎを与えることができるような、宇都宮ならではの魅力的なまちづくりに取り組みます。

また、歴史・観光情報、文化芸術に関する団体・イベント・文化施設などの多様な文化情報の発信を強化していきます。

このことによって、幅広い芸術分野や国内外の地域などとの交流の輪も広がるのが可能となり、個性豊かな新しい文化を創出することを目指します。